

特定調達品目の追加・見直し等に係る 専門委員会における検討状況について

1. 本専門委員会における検討事項等

(1) グリーン購入法のあり方に関する検討

今後国等の機関においてグリーン購入を進めるに当たって我が国の環境政策面や戦略面から重視すべき観点及びその対応方針を検討の上、その結果を品目の追加・判断の基準等の見直しの具体的な方策・手続等へ反映することが極めて重要であることから、今後のグリーン購入法において重視すべき観点について中長期的に目指すべき方向性を含め、本専門委員会において広く議論を開始したところである。

なお、本専門委員会におけるグリーン購入法のあり方に関する検討結果（中間的な検討成果を含む。）については、第3回特定調達品目検討会（以下「検討会」という。）に報告・議論の上、優先順位を設定し、基本方針の改定、例年実施している提案募集を含めた制度の運用（例えば重点的に提案を求める事項の提示等）等に可能なものから順次反映を行うものとする。

(2) 運用に当たっての考え方の整理の必要性

特定調達品目の追加・見直しについては、基本方針に定められたとおり、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものとされており、特定調達品目検討会における検討結果を踏まえ、適切に実施してきたところである。しかしながら、これまでの追加・見直し等については、環境負荷低減効果の確認を前提として、国等の機関の調達量、市場動向、政策的な側面等から個別の品目ごとに検討を実施してきた経緯があり、すべての品目について、統一化・体系化された考え方にに基づき運用が図られてきたとは言い難い側面もある¹。

こうした状況から、今後のグリーン購入法において重視すべき観点に関する議論と並行して、当面の特定調達品目の追加（又は削除）・判断の基準等の見直しの検討・運用に当たっての考え方について整理を行うことも必要である。

このため、判断の基準等の見直しに当たっての考え方や現行の制度の運用面において改善を図ることが必要と考えられる事項等について、本専門委員会において、その考え方をとりまとめることとする。

¹ 特定調達品目の追加・見直し等の検討に当たって参考とするための提案募集、特定調達品目検討会における審議、専門委員会における重点検討事項に係る検討、パブリックコメントの実施等の手続・スケジュール面では定型化されている。

2. 判断の基準等の見直しに当たっての考え方の整理

特定調達品目に係る判断の基準等を見直しを検討する場合、現段階において想定される見直しに当たっての考え方を、以下のとおり整理した。

（１）見直し期間の設定について

平成 13 年 4 月のグリーン購入法の全面施行から平成 25 年度で 13 年目を迎えることとなるが、品目によっては、法施行初期段階において判断の基準等が設定され、その後見直しが行われていない品目もある。また、特定調達品目に係る判断の基準等のレベルに着目すると、基準の設定時点においては、一般に当該基準を満たす物品等の市場占有状況等を勘案して相応のレベルの判断の基準等を設定していることとなるが、供給側の技術開発等の取組と調達者の環境物品等の優先購入の取組が相俟って、特定調達物品等の市場占有率が高まり、結果として相対的な基準レベルが低下することとなるため、品目の特性に応じた見直し期間を設定し、継続的な判断の基準等を見直しに係る検討（見直しの必要性の判断を含む。）を行うことが環境負荷低減効果の向上の観点からも有効と考えられる。このため、特定調達品目ごと又は品目の特性の類似した分類ごとに判断の基準等を見直し期間を設定することを原則とすることが適当と考えられる。

- エコマークの商品類型の有効期限の原則 5 年間（最大 7 年間）が目安となるものと考えられること²（ただし、特に技術開発や市場への普及が顕著な品目については、可能な限り早期の基準の見直しが重要であることから、5 年間より短い見直し期間の設定が適当と考えられる）
- 特定調達物品等の市場における占有率が相応に高まった場合については、見直し期間によらず、適宜見直しを検討すること
- 新たな科学的知見が得られた場合や環境保全上の課題が生じた場合は、見直し期間によらず、適宜見直しを検討すること
- 現行の判断の基準等において整合ないし参考としている制度・基準等が見直された場合は、見直し期間によらず、適宜見直しを検討すること

（２）見直しの考え方について

特定調達品目の見直し期間を迎えた場合、又は特定調達物品等の市場における占有率が相応に高まった場合については、以下の考え方を原則として対応を図ることが適当と考えられる。

- 既に市場占有率が相当程度高まっている場合は、判断の基準の強化（数値的強

² 今後エコマーク等の環境ラベル等を活用した基準策定プロセスの効率化に関する検討の実施を想定すると、見直し期間の整合について一定の配慮が必要と考えられる。なお、「グリーン購入法の公共工事の技術評価基準」により、公共工事の品目については、原則として 3 年が経過した時点で見直すこととされている。

化又は新たな評価項目の追加)の必要性に係る検討を行うこと

- 市場占有率が十分ではなく、即時に判断の基準として適用することが困難であるが、関連する国内制度において目標値が示されている場合（省エネ法のトップランナー基準等）は、特定調達物品等の市場占有率、将来の普及見込み等を踏まえ、必要に応じて経過措置の設定を考慮すること
- 関連する国内制度・施策、環境ラベル等（国際的な基準を含む）の基準を確認し、判断の基準等への反映の必要性について検討すること
- 国際市場における環境物品等の流通促進の観点から、国際的な基準との整合³が求められる品目については、当該品目の判断の基準等の国際的なレベルを踏まえ、必要に応じて整合又は上位互換となる基準の設定を念頭に見直しを行うこと
- 特定調達物品等の市場占有率が相当程度高まった状況にあるが、新たな判断の基準の設定（基準の数値的強化、新たな評価項目追加）が困難な品目については、特定調達品目からの削除を含め検討を行うこと
- 国等の機関における調達量が大きく減少している品目、新たな技術開発等により品目の代替が著しく進展した品目、市場への供給が大きく減少している品目等については、特定調達品目からの削除を含め検討を行うこと

（３）品目の追加に係る考え方について

特定調達品目の追加に係る考え方については、現在並行して議論している今後のグリーン購入法において重視すべき観点及びその対応方針を踏まえ、第３回専門委員会（１２月２日開催予定）において検討を実施する。

３．今後の検討内容

（１）グリーン購入法のあり方

グリーン購入法のあり方については、比較的短期的に実施すべき事項と中長期的に目指すべき方向性に分けて、専門委員会において引き続き検討を行うものとする。

なお、前述のとおり、第３回検討会において、次年度の重点検討事項に加え、環境政策面から重点的に提案を求める事項の検討を行い、その内容を予め示した上で、提案募集を実施するものとする。

（２）運用に当たっての指針（目安）の作成等

上記２の考え方の整理を踏まえ、物品及び役務に係る特定調達品目については、第３回専門委員会において、品目ごと又は品目の特性の類似した分類ごとに見直し期間の

³ 国際条約、EU 指令等の他、調達に当たってデファクトスタンダードとなっている場合（国際エネルギースタープログラム等）等。

設定案を提示するとともに、判断の基準等の見直しに当たっての原則的な考え方、当面の制度の運用に当たっての検討等を検討の上、今後の品目の追加・削除、判断の基準等の見直しに活用するための目安（指針）を検討するものとし、その検討結果を含め、とりまとめを第3回検討会に報告するものとする。

なお、配慮事項に係る検討（将来的な位置づけの明確化等）及び品目間の記載内容等の整合については、引き続き対応を図るとともに、併せて備考についても、品目間のレベルや表現の整合に関する検討を実施し、適宜対応を行うものとする。

平成 25 年度特定調達品目検討会特定調達品目の追加・見直し等
に係る専門委員会委員名簿（五十音順・敬称略）

乙間 末廣 北九州市立大学国際環境工学部教授

田原 聖隆 独立行政法人産業技術総合研究所安全科学研究部門
社会と LCA 研究グループ長

橋本 征二 立命館大学理工学部環境システム工学科教授

原田 幸明 独立行政法人物質・材料研究機構特命研究員

平尾 雅彦 東京大学大学院工学系研究科教授

（座長）安井 至 独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長